

指定介護予防・日常生活支援総合事業における 指定第一号訪問事業（訪問型サービスA）運営規程

事業の目的

第1条 社会医療法人 南信労者医療協会が開設する諏訪共立ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指訪問型サービスAの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

運営の方針

第2条 事業所が実施する事業は、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に対し、日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

- 1 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 3 訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所の名称等

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 諏訪共立ヘルパーステーション
- 二 所在地 長野県諏訪郡下諏訪町西弥生町4928-1

職員の職種、員数及び職務内容

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1、管理者 介護福祉士 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2、サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問型サービスA介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護業務も提供に当たるものとする。
- 3、訪問介護員等 常勤換算2.5以上
訪問介護員等は、訪問型サービスAの提供に当たる。

営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1、営業日 年中無休
- 2、営業時間 午前6時から午後10時までとする。
- 3、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 4、営業時間外 体制が整えば可能

事業の内容及び利用料金等

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問型サービスAが法定代理受領サービスであるときは、その1割ないしは2割、3割の額とする。

- (1) 生活援助（清掃、洗濯、調理等）
- (2) 身体介護（入浴、共同支援による身体機能維持の向上）
- (3) その他必要な日常生活の支援、生活等に関する相談及び助言

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問型サービスAに要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 通常の事業実施地域を越えた地点から、交通費は当法人規定により 14.6円//km とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

通常の事業の実施地域

第7条 通常の事業の実施地域は、岡谷市、下諏訪町、諏訪市の区域とする。

緊急時等における対応方法

第8条 訪問介護員等は、介護予防訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

苦情処理

第9条 管理者は、提供した訪問型サービスAに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

虐待防止・パワーハラスメントに関する事項

第10条 事業所は、利用者の人権の養護・虐待及びパワーハラスメント等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護・虐待及びパワーハラスメント防止のための従業者に対する研修の実地
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けた思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを管理者に報告し複数の委員で通報の判断を行い、市町村に通報するものとする

3 サービス利用中に当該事業所従業者が利用者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）によるパワーハラスメントを受けた際には、速やかに、これを管理者に報告し、複数の委員で判断を行い、事業内容の提供について判断するものとする

事故発生時の対応

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、訪問型サービスA事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

個人情報の保護

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

記録の整備

第13条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

事業所は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定予防訪問介護・第1号訪問事業を完結した日から2年間保存する。

その他運営についての留意事項

第14条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
 - 二 繼続研修 月1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人 南信勤労者医療協会理事会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年10月1日から施行する。

平成20年3月15日から施行する。

平成23年12月1日一部改定（第6条「事業の内容」を追加）

平成24年10月1日一部改定

（第1条・第12条4「法人の名称」を変更）

平成27年3月1日一部改定（第3条・「事業所の名称等」を変更）

平成29年2月22日一部改定（「日常生活支援総合事業」の追加）

平成29年12月1日一部改訂（第12条「記録整備」の追加）

令和5年2月28日一部改訂

（第10条「虐待・パワーハラスメントに関する事項」を追加）

（サービスAへの名称変更）